

## 第5次東御市行政改革大綱の策定について

### 1 これまでの経過

#### (1) 行政改革大綱

昭和60年1月に国が策定した地方行政改革大綱にて、各自治体が「行政改革大綱」を自主的に策定すべきと規定。策定義務がない中で、多くの自治体は、大綱の有効期間終了後も改定・更新し、計画的に行政改革を進めてきた。

#### (2) 行政改革推進計画（集中改革プラン）

平成17年3月に策定された「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」において、行政改革に向けての新たな取組や数値目標を盛り込んだ5年程度の集中改革プランを策定・公表するよう要請。これ以降、行政改革大綱と集中改革プランが併存することになった。

#### (3) 東御市行政改革大綱・東御市行政改革推進計画（集中改革プラン）

第1次（平成18年～平成22年）

第2次（平成23年～平成25年）

第3次（平成26年～平成30年）

第4次（令和元年～令和5年）

### 2 国の方針

国では、「地方行政サービス改革の推進に関する留意事項について」（総行経第29号平成27年8月28日）の総務大臣通知により、地方財政が依然として厳しい状況にある中で、効率的・効果的に行政サービスを提供する観点から、民間委託の推進やクラウド化等との業務改革の推進に努めるよう、各地方公共団体に要請している。

### 3 今後のスケジュール

(1) 11月28日（第2回行政改革審議会）経過報告

(2) 12月中旬～R6.1月中旬 パブリックコメント

(3) R6.2月（第3回行政改革審議会）答申

### 4 第5次東御市行政改革大綱の着眼点

(1) 人口減少・少子高齢化など社会情勢の変化への対応

(2) 新型コロナウイルスによる生活様式の変化等、多様化・複雑化する市民ニーズへの対応

(3) 限りある財政状況にあっても、良質な行政サービスを提供するため行政の更なる効率化

(4) 市民・民間団体との協働や自治体DXの推進を軸とした持続可能な行財政運営の推進

第5次  
東御市行政改革大綱  
(素案)

令和5年(2023年)●月

東 御 市

## 第 5 次東御市行政改革大綱 目次

I	はじめに（行政改革の必要性とこれまでの取組）	1
II	東御市の現状と課題	2
	1 人口の推移	
	2 財政状況	
III	基本方針	5
	1 業務の質及び量の適正化	
	2 デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進	
	3 多様な主体との連携・協働	
IV	基本方針の実現に向けた推進項目	6
V	推進方法	9
	1 推進期間	
	2 推進体制	
	3 進行管理	

## I はじめに（行政改革の必要性とこれまでの取組）

行政改革の取組は、平成 11 年（1999 年）7 月の「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」（地方分権一括法）の制定に始まり、平成 17 年（2005 年）3 月に「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」が示され、平成 18 年（2006 年）6 月には「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（行政改革推進法）が制定され、地方分権、地域主権改革の方向性が示されました。

東御市では、平成 18 年度（2006 年度）に「第 1 次東御市行政改革大綱」及び「第 1 次東御市行政改革実施計画（集中改革プラン）」を策定し、4 次にわたり行政改革を推進してきました。

今後も、行政改革の取組を継続し、絶え間なく推進していくため、「第 5 次東御市行政改革大綱」（以下「本大綱」という。）を策定します。

### これまでの行政改革の取組

- ◆ 第 1 次行政改革大綱（推進期間：平成 18 年度～平成 22 年度）
  - ・新しい協働体制の創出
  - ・スリムで迅速・的確な対応のできる組織の確立
  - ・定員適正化及び給与の適正化の推進
  - ・便利で分かりやすい行政サービスの提供
  - ・自主性・自律性の高い財政運営の確保
- ◆ 第 2 次行政改革大綱（推進期間：平成 23 年度～平成 25 年度）
  - ・自主性・自律性の高い財政運営の確立
  - ・簡素で効率的な行政経営の確立
  - ・地域主権時代に対応した組織編成と職員管理の確立
  - ・市民との協働体制の確立
- ◆ 第 3 次行政改革大綱（推進期間：平成 26 年度～平成 30 年度）
  - ・市民との協働の増進
  - ・行政運営の能率向上の推進
  - ・遂行力のある組織編成と職員管理
  - ・自主性・自立性の高い財政運営
  - ・戦略テーマへの挑戦
- ◆ 第 4 次行政改革大綱（推進期間：令和元年度～令和 5 年度）
  - ・業務量・コストの改革
  - ・行政経営・業務品質の改革
  - ・協働によるまちづくりの改革

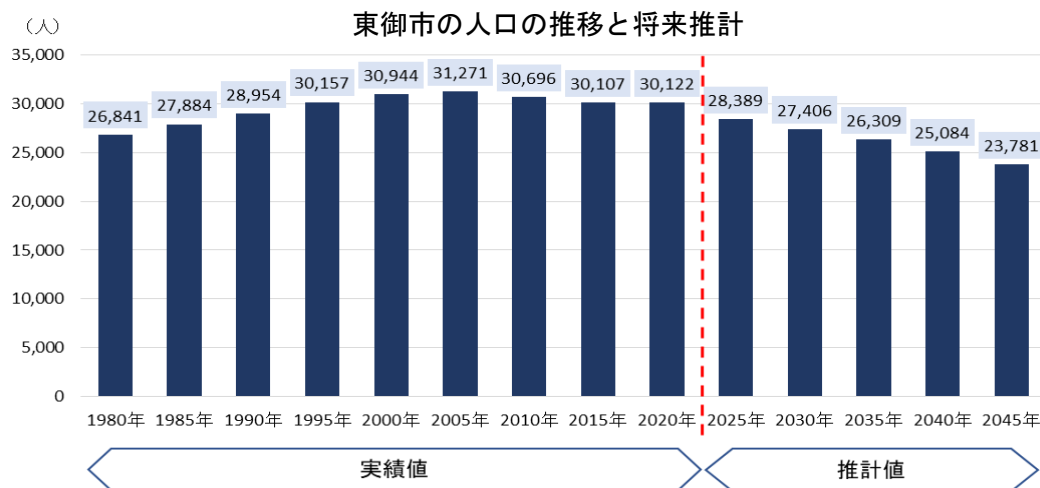
## II 東御市の現状と課題

### 1 人口の推移

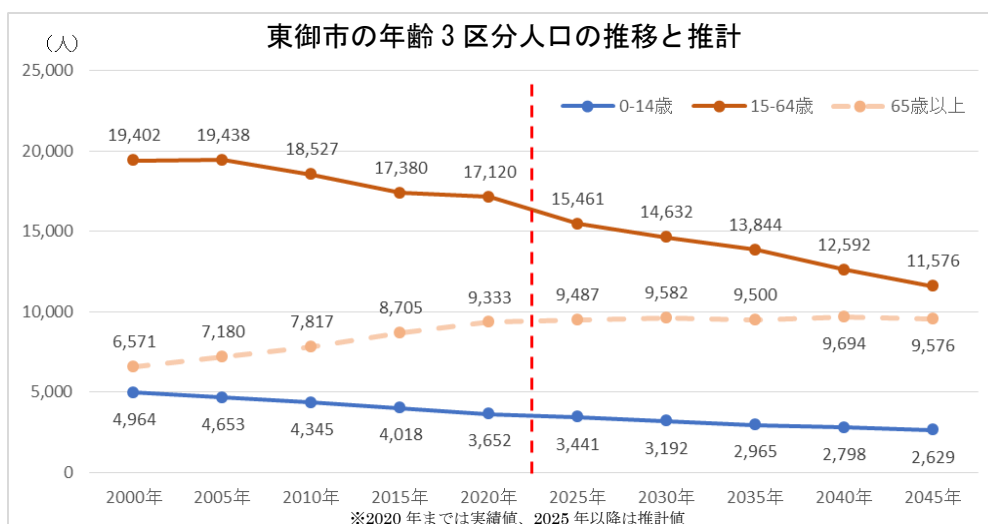
東御市の総人口は平成 17 年（2005 年）の 31,271 人をピークに減少傾向に転じ、令和 2 年（2020 年）は 30,122 人となっています。今後、人口はさらに減少し、2045 年には 23,781 人となる見通しです。

また、年少人口（14 歳以下）及び生産年齢人口（15～64 歳）は一貫して減少し続け、一方で老年人口（65 歳以上）は 2040 年のピークまで緩やかに上昇し続けるとされています。

こうした社会背景を踏まえたなかで、持続可能な財政基盤の確立や移住・定住人口を増やす取り組みが一層重要となっています。



出典：実績値 総務省「国勢調査」（1980 年～2020 年）  
推計値 国立社会保障・人口問題研究所による人口推計（2018 年）



出典：実績値 総務省「国勢調査」（1980 年～2020 年）  
推計値 国立社会保障・人口問題研究所による人口推計（2018 年）

## 2 財政状況

令和4年度決算にみる本市の財政状況は、経常収支比率<sup>※1</sup>は92.4%（対前年+0.6ポイント）と前年度より悪化し、財政の硬直化が進行しています。

また、財政力指数<sup>※2</sup>は0.481（対前年△0.005）、実質公債費比率<sup>※3</sup>は9.6%（対前年+1.2ポイント）、将来負担比率<sup>※4</sup>は29.8%（対前年△11.1ポイント）とこれまでに実施してきた大型事業などに係る公債費が引き続き将来の財政を圧迫しかねない状況にあることから徹底的な経費の抑制が必要とされています。

※1 経常収支比率：地方公共団体の財政の弾力性を示す数値。市町村では75%を上回らないことが望ましいとされている。

※2 財政力指数：財政力指数が高いほど自主財源の割合が高く、財政力が強い団体と言える。1.0を超える団体には普通交付税が交付されない。

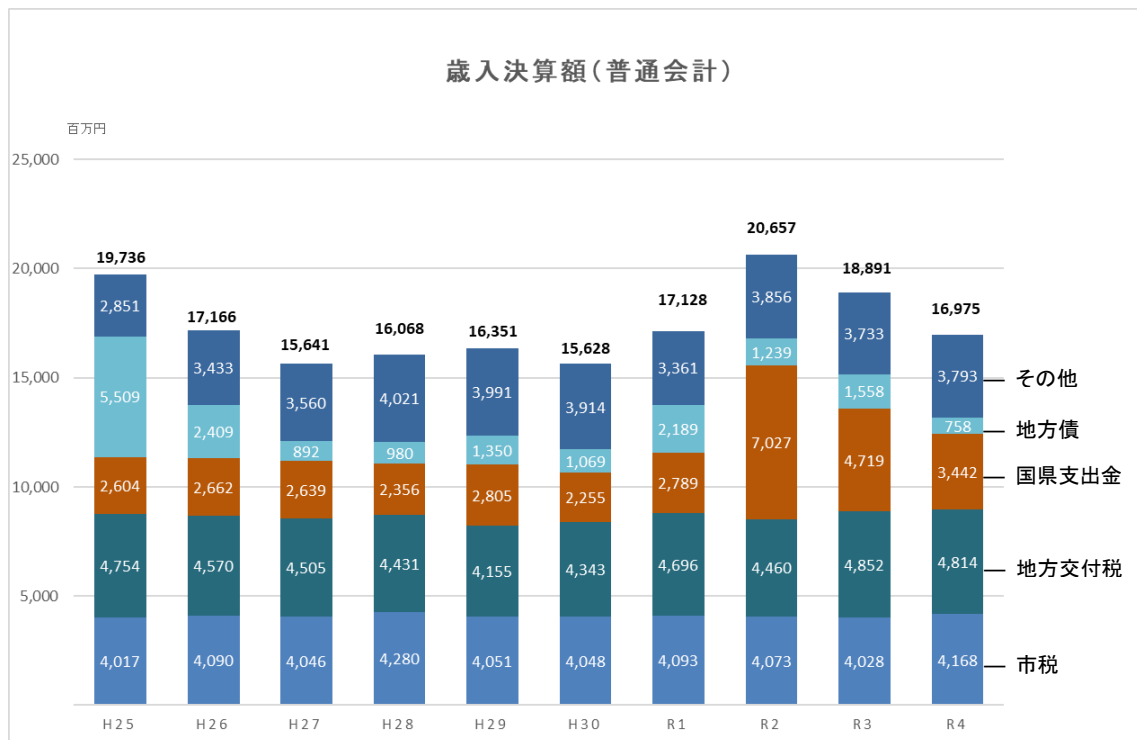
※3 実質公債費比率：市税などの収入額に対する地方債元利償還金などの割合。18%以上で起債が同意から許可制となる。

※4 将来負担比率：公債費などの将来の財政負担の程度を示す指標。早期健全化基準は350%

### (1) 歳入決算

全体的に自主財源以外への依存度が高まっている傾向にあります。特に、平成25年度（2013年度）、平成26年度（2014年度）では合併特例債や第三セクター等改革推進債を活用した大型事業を実施しており、令和2年度（2020年度）から令和4年度（2022年度）では臨時交付金を活用し、新型コロナウイルス感染症への対応を実施したため、歳入・歳出が増大しています。

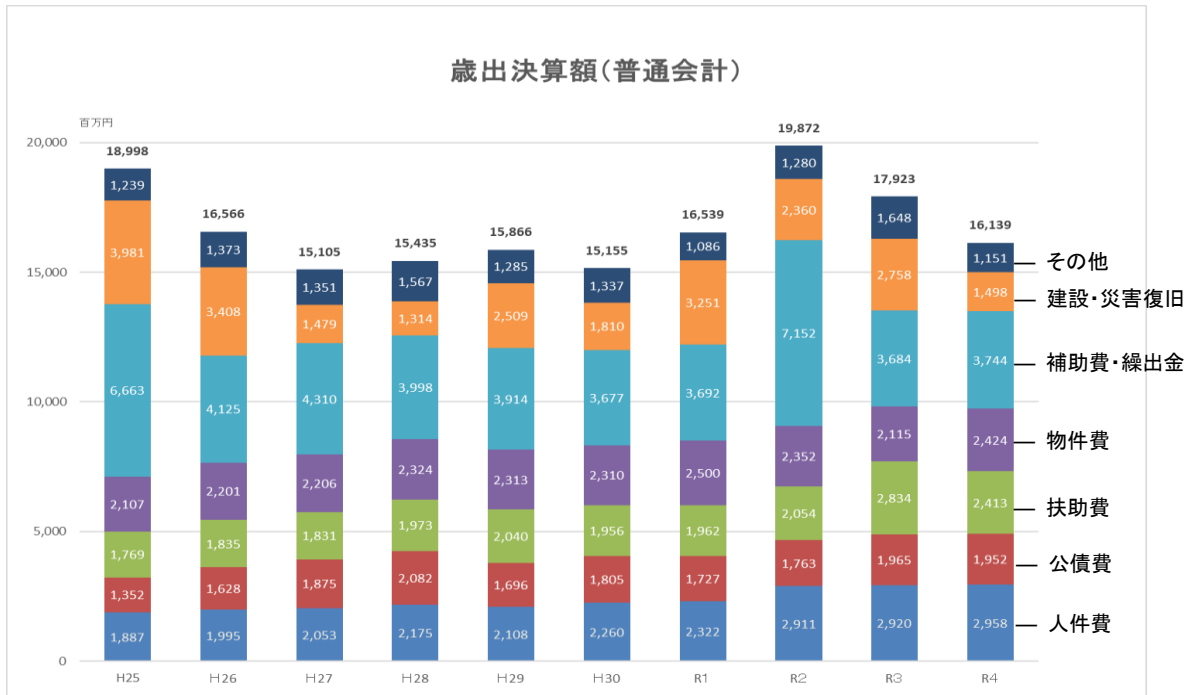
また、市税については、平成25年度（2013年度）から令和4年度（2022年度）の10年間は41億円前後で、ほぼ横ばいで推移していますが、少子高齢化の進行や生産年齢人口の減少により、税収を含む歳入全体の減少が見込まれます。



※端数処理により、合計額が一致しない場合があります。

(2) 歳出決算

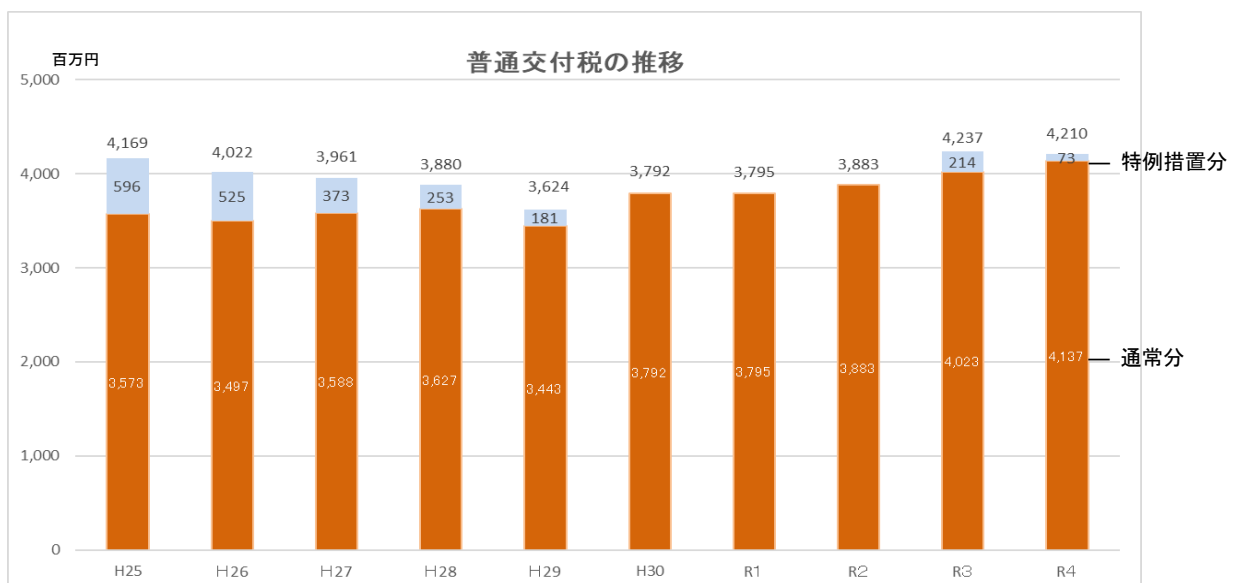
社会経済情勢の変化に対応した行政サービスの提供に伴い、平成 25 年度 (2013 年度) から令和 4 年度 (2022 年度) の 10 年間で社会保障に係る扶助費が約 6.5 億円増加しています。今後も、少子高齢化社会の進行などに伴い、扶助費の更なる増加は避けられない状況にあります。



※端数処理により、合計額が一致しない場合があります。

(3) 今後の財政見通し

景気は穏やかに回復基調となっていますが、自主財源となる個人・法人の市民税及び固定資産税などの市税全体の収入は、今後も横ばいの見込みとなっています。また、普通交付税においては、令和 2 年度 (2020 年度) 以降、合併による特例措置が無くなったため、今後の交付額の減少が懸念されています。



### Ⅲ 基本方針

急激な人口減少やコロナ禍によるデジタル化の進展等、昨今の変化の著しい社会情勢に対応し、市民に対して高品質なサービスを提供するためには市政の変革が不可欠です。

本大綱では、「第3次東御市総合計画」に掲げる将来像である「人と自然にやさしい豊かな暮らしを実感できるまち とうみ」を実現するため、以下の3つの基本方針を掲げ、抜本的な行政改革を推進します。

#### 1 業務の質及び量の適正化

市の行政を効率的かつ効果的に運営するため、運営コストを徹底して削減し、市民の期待に応えるスリムで合理的な行政運営を行います。限りあるリソース\*を最大限に活用しながら、迅速かつ効果的な市民サービスを提供することで、市の持続可能な発展を目指します。

※人や物、情報等、何かを達成するために利用可能な要素や資源。

#### 2 デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進

電子自治体の取組を加速させることで、効率的で革新的な市民サービスを提供するとともに、職員の生産性を向上させます。また、政策の企画や意思決定をデータに基づいて行うことで、より高精度な政策・施策を実施し、市の信頼性を向上させます。

#### 3 多様な主体との連携・協働

多様化かつ複雑化する市民ニーズに応えるため、市民や民間事業者との連携を強化します。これにより、担い手不足を解消し、多様な主体との協働によるまちづくりを目指します。また、民間事業者が持つ専門的な技術や知識を活用して、より高品質な市民サービスを提供します。



## IV 基本方針の実現に向けた推進項目

本大綱で掲げた3つの基本方針を実現するため、次の項目を重点項目として位置づけます。重点項目の推進にあたっては、「東御市行政改革推進計画」を策定し、具体的な取組事項と目標を明確に定め、進行管理を行います。

### 1 業務の質及び量の適正化

#### (1) 事務事業の見直し

事務事業の目的と成果を明確に示し、適切な行政評価を実施します。行政評価は予算編成における判断材料とし、実施の妥当性の低い業務については廃止することで、コスト削減やリソースの最適化を図ります。

#### (2) 業務プロセスの見直しと合理化

プロセスマッピング\*等の手法を用いて業務プロセスを可視化することで、無駄な手順や遅延の原因を特定します。これにより、業務の最適化を行い、生産性を向上させます。

※フローチャート等を用いて業務手順を視覚的に表現し、各ステップの関係を明確にする手法。

#### (3) 行政組織の最適化

##### ア 適正な人材配置

「定員適正化計画」に基づいた職員数の管理を行うことで、コストをコントロールするとともに、人事評価制度を活用して適切なスキルや役割を持つ職員を確保します。また、定年延長に伴い、経験豊富な職員を適切に配置し、労働力不足の解消を図ります。

##### イ 組織構造の合理化

庁内の部局間の連携を強化することで、政策の一体性を確保し、効率的かつ効果的な施策を実施します。また、当市の自治体規模に見合った組織構造を検討し、行政組織の最適化に努めます。

#### (4) 職員のスキル向上とワークライフバランスの実現

多様化かつ複雑化する市民ニーズに対応できるよう、技術的なスキルやリーダーシップスキル等、職員の役割に合わせた研修を実施します。職員のスキル向上とタスク分散を適切に行うことで、職員のワークライフバランスを実現し、生産性の向上を図ります。

#### (5) 公共施設等マネジメント

「東御市公共施設等総合管理計画」に基づき、長期的な視点での施設更新や老朽化対策を行います。公共施設の運営と維持には多大なコストがかかることを考慮し、公共施設の削減の可能性も検討しながら持続可能な施設管理を目指します。

## 2 デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進

### （1）業務のDXの推進

#### ア 業務の効率化

定型業務の自動化、生成AIの活用、電子フォームの使用等、業務のデジタル化を推進することで、作業時間の短縮とヒューマンエラーの低減を図ります。

#### イ コストの削減

ペーパーレス化や行政文書のデジタル管理を推進することで、印刷や郵送、保管スペース等にかかるコストを削減します。また、業務の効率化により、職員の肉体的コスト及び精神的コストを軽減します。

### （2）市民サービスのDXの推進

ウェブサイトやモバイルアプリケーションを活用して行政サービスを提供することで、市民がいつでもどこでも必要な情報やサービスにアクセスできる環境を提供し、市民の利便性を向上させます。

### （3）データの活用と分析

#### ア データやエビデンスに基づく意思決定

経験や勘に頼るのではなく、信頼性のあるデータやエビデンスに基づいて戦略的な意思決定を行うことで、より効果的なサービスを提供するとともに、組織の効率性を高め、リソースの浪費を防ぎます。

#### イ オープンデータの提供

オープンデータを提供することで、行政の活動内容や意思決定プロセスを透明化し、行政に対する信頼性を高めるとともに、市民の行政への参加を促進します。

### （4）デジタルリテラシー<sup>\*</sup>の向上

DXの推進にあたっては、包摂的なシステム設計に取り組むとともに、市民のデジタルリテラシーの向上を図り、全ての市民がデジタル化の恩恵を享受できる社会を目指します。

<sup>\*</sup>デジタル技術を理解し、適切に活用する能力や知識。

### （5）セキュリティとプライバシー保護の強化

デジタル化が進み、個人情報や機密情報がオンラインで扱われることを考慮に入れ、サイバーセキュリティとプライバシーの保護を一段と強化し、安全で信頼性の高い行政運営に取り組みます。

## 3 多様な主体との連携・協働

### （1）市民との協働によるまちづくり

#### ア 情報共有と意見交換

市民と行政がオープンで効果的なコミュニケーションを行うための仕組みを整備します。ウェブサイト、ソーシャルメディア、市民向けの定期

## 【資料 1】

的なフォーラムやワークショップ等を通じて、市民からの意見や提案を収集するとともに、積極的に情報を共有します。

### イ 市民との協働の推進

市民や市民活動団体と行政の対話を深めることで、互いの役割と責任を明確にし、共に地域課題の解決に取り組む「地域協働型」のまちづくりの実現を目指します。

### (2) 移住者・関係人口増による担い手の増加

人口減少に伴う担い手不足に歯止めをかけるため、移住者・関係人口の受け入れを強化するとともに、移住者・関係人口が地域活動に積極的に参加できる仕組みづくりを行い、担い手不足の解消及びコミュニティの強化を図ります。

### (3) 財政基盤の安定化のための財源確保

自主財源の中心となる市税収入の向上に努めるとともに、ふるさと納税制度等を積極的に活用し、財政基盤の安定化を図ります。また、ふるさと納税等を通じて、産業やまちづくり等への支援者の増加を促進します。

### (4) 官民連携の推進

官民連携により、民間事業者が持つスキルやリソースを活用することで、変化する時代に対応する新しいアイデアやアプローチを採用し、効率的な事業実施やサービスの提供を行います。また、定型的業務や庶務的な業務については民間委託の可能性を探り、内部リソースの有効活用を目指します。

## V 推進方法

### 1 推進期間

令和 6 年度（2024 年度）から令和 10 年度（2028 年度）までの 5 年間とします。

### 2 推進体制

#### (1) 行政改革推進本部（庁内の推進体制）

推進本部は、市長、副市長及び教育長をもって組織し、行政改革大綱の策定並びに実施及び推進、行政改革に係る重要事項を総括します。

##### ア 行政改革推進委員会

推進本部に、行政改革及び事務改善の推進等について、調査研究及び調整を行う「行政改革推進委員会」を置き、委員は、副市長、教育長及び部長等をもって組織します。

##### イ 行政改革推進委員会幹事会

推進委員会は、委員会の活動を補佐し、課題ごとの調査研究を行う「行政改革推進委員会幹事会」を置くことができ、幹事は、課長等をもって組織します。

#### (2) 東御市行政改革審議会（第三者によるチェック）

行財政改革の進捗状況を市民や民間等の立場から調査審議するため、「東御市行政改革審議会」を置き、委員は、有識者や市民・諸団体の代表者等をもって組織します。

#### (3) 事務事業点検改善強化活動（サマーレビュー）による推進

事務事業点検改善強化活動では、事務事業を最適化することを目的とし、出納閉鎖後から実施計画・予算編成までの間で、本大綱に基づく新たな取組や重点点検項目等を定め、「点検活動」と「改善活動」について常に見直しを行いながら継続して取り組みます。

### 3 進行管理

本大綱の基本方針及び推進項目に基づいて、具体的な取組事項を定めた「東御市行政改革推進計画」を策定し、年次目標を立て改革を推進します。また、毎年度、取組成果の検証及び取組項目等の見直しを行います。

推進計画の進行管理については、「行政改革推進委員会」において、取組成果の検証、推進項目・目標設定の見直し等を行い、「東御市行政改革審議会」の調査審議に付します。